

公共工事等の公表及び受注希望受付実施要綱

平成6年8月11日

6 葛総経第 122 号区長決裁

改正 平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 440 号
平成 14 年 9 月 30 日 14 葛総経第 217 号
平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号
平成 20 年 3 月 28 日 19 葛総契第 272 号
平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号
平成 25 年 9 月 30 日 25 葛総契第 463 号
令和 6 年 2 月 21 日 5 葛総契第 798 号
令和 8 年 9 月 1 日 8 葛総契第 354 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区が発注する工事、修繕及び業務（以下「公共工事等」という。）の内容を公表し、受注希望を受け付けることにより、業者の受注意欲や実情を把握し、競争入札の透明性、競争性、公平性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事をいう。
- (2) 修繕 既存の施設又は設備の機能若しくは性能を維持し、又は回復するために行う補修、取替えその他これらに類する作業をいう。
- (3) 業務 調査、測量、計画、設計、監理その他工事に関連する業務をいう。
- (4) 案件主管課 公共工事等を主管する課をいう。

(対象)

第 3 条 この要綱の対象となる公共工事等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予定価格が 1,000 万円以上の工事
- (2) 予定価格が 1,000 万円以上の修繕であって、総務部長が指定するもの
- (3) 予定価格が 1,000 万円以上の業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、総務部長が必要と認める公共工事等

(公表日等)

第 4 条 公共工事等の公表（以下「公表」という。）は、毎週 1 回水曜日に行い、

その期間は、原則として1週間とする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(公表手続)

第5条 工事及び業務に係る公表は、葛飾区工事施行規程（昭和55年7月31日訓令甲第14号）第11条に規定する起工の完了後に行うものとし、案件主管課は、起工書、公共工事等発注予定通知書（別記様式第1号。以下「通知書」という。）及び公共工事等発注予定表（別記様式第2号。以下「発注予定表」という。）を契約管財課に送付する。

2 前項に掲げる起工書、通知書及び発注予定表の送付時期は、葛飾区の休日を定める条例（平成元年3月16日条例第1号）第1条に規定する区の休日を除く公表予定日の3日前の午前中までとする。

3 修繕に係る公表は、案件主管課から契約管財課に執行伺が提出された後に行う。

(発注予定表)

第6条 発注予定表は、次の各号に掲げるとおり、案件主管課と契約管財課とで記入する。ただし、修繕に係る発注予定表については、契約管財課が案件主管課から提出された執行伺に基づき作成する。

(1) 案件主管課 件名、場所、工期又は履行期間、工事等の概要

(2) 契約管財課 公表番号、予定価格、入札方法、資料配付予定、入札参加資格要件、申請受付期間、申請方法、備考

2 発注予定表の記入にあたっては、次の各号について留意する。

(1) 工事等の概要は、工事等の規模の概略が容易に把握できるように、種別ごとの延長や面積等を具体的に記入する。

(2) 備考は、入札に関して公表すべき事項を記入する。

(公表の方法)

第7条 公表は、総務部契約管財課の掲示板、葛飾区公式サイト及び東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達」という。）により行う。

(公表の内容)

第8条 公表の内容は、葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第7号。以下「規則」という。）第10条に規定する事項のほか、発注予定表の記載事項及びその他入札に関し必要な事項とする。

(受注希望者の資格)

第9条 公表された公共工事等の受注を希望することができる者（以下「受注

希望者」という。)の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第 6 条又は第 35 条に基づく入札参加資格審査登録者で、案件ごとに指定した業種での登録があること。
- (2) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 339 号区長決裁）に基づく指名停止中又は指名保留中でないこと。
- (3) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) その他案件ごとに設定した要件に該当すること。

（一般競争入札参加資格申請の提出）

第 10 条 受注希望者は、電子入札案件の制限付一般競争入札にあつては、電子調達の電子入札サービスから一般競争入札参加資格確認申請書に必要事項を入力し、送信するものとする。

- 2 前項以外の制限付一般競争入札にあつては、受注希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 3 号）に必要事項を記入し、総務部契約管財課に提出するものとする。
- 3 受注希望者は、前 2 項による一般競争入札参加資格申請にあたり書類提出の指示がある場合は、指定された方法で提出しなければならない。

（希望票の提出及び取扱い）

第 11 条 受注希望者は、電子入札案件の公募型指名競争入札にあつては、電子調達の電子入札サービスから希望票兼予定監理技術者等調書に必要事項を入力し、送信するものとする。

- 2 前項以外の公募型指名競争入札にあつては、受注希望者は、希望票（別記様式第 4 号又は第 5 号）に必要事項を記入し、総務部契約管財課に提出するものとする。
- 3 受注希望者は、前 2 項による希望票の提出にあたり書類提出の指示がある場合は、指定された方法で提出しなければならない。
- 4 受注希望者より提出された希望票は、指名業者選定の参考とする。

（特例）

第 12 条 緊急を要する場合その他特別の取扱いを必要とする公共工事等については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則（平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 440 号）

付 則（平成 14 年 9 月 30 日 14 葛総経第 217 号）

付 則（平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日 19 葛総契第 272 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 9 月 30 日 25 葛総契第 463 号）

この要綱は、平成 25 年 9 月 30 日から施行し、平成 25 年 10 月 2 日以降に公表する公共工事等から適用する。

なお、公共工事等の公表に関する運用基準（平成 6 年 8 月 11 日 6 葛総経第 123 号部長決裁）は、同日付けで廃止する。

付 則（令和 6 年 2 月 21 日 5 葛総契第 798 号）

この要綱は、令和 6 年 2 月 22 日から施行し、令和 6 年 4 月 3 日以後に公表する公共工事等から適用する。

付 則（令和 8 年 9 月 1 日 8 葛総契第 354 号）

この要綱は、令和 8 年 9 月 2 日から施行し、改正後の規定は、施行日以後に発注手続を開始する案件について適用する。